



オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

平成26年度 第4回データガバナンス委員会

データガバナンス委員会報告書（素案）

2015.03.30

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構 事務局



作者自らが作成した図表等（出典やURLの記載のないもの）については、[CC BY \(表示2.1\)](#) で利用可能です。
出典やURLの記載がある図表等については、著作権法に基づいてご利用ください。

目次

1. 平成26年度データガバナンス委員会検討事項概要
2. オープンデータと関連する法制度の整理
3. 対価性のあるデータをオープンデータ化する際の課題
4. データの質の保証と免責事項
5. その他の課題
 - 地方公共団体の疑問への回答



平成26年度 データガバナンス委員会 検討事項概要

検討事項概要

■ 平成26年度データガバナンス委員会では、以下の事項について調査および議論を実施した

① オープンデータと関連する法制度

◇ オープンデータ政策について、既存の情報公開法（情報公開条例）、公文書管理法等の関連する法体系との関係の整理

② 対価性のあるデータをオープンデータにする際の課題

◇ 対価性のあるデータをオープンデータとして公開する際の課題の整理

③ データの質の保証と免責事項

◇ データの質と保証に関する諸外国の事例整理と、国内における課題の整理
◇ 免責事項の有効性についての検討

④ 地方公共団体の疑問への回答

◇ 地方公共団体からいただいた相談に対する回答・FAQの作成

⑤ クリエイティブ・コモンズとの関係性の整理

◇ クリエイティブ・コモンズの解釈について不明点が生じたときの対応体制についての検討



オープンデータと関連する 法制度

オープンデータに関連する法律①

- 行政機関の保有するデータについて、オープンデータ化に関連する法制度としては、以下のものがあげられる

	法律	オープンデータとの関係
情報公開関係	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公開について定めた制度であり、情報の利活用については定めていない。 本制度で公開されたデータは基本的に二次利用が可能であるが、行政機関の著作権を上書きするものではない。（権利処理が別途必要）
	公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の保有する情報の作成、保存、管理や、特定歴史公文書等の保存、利用について定めており、本制度によって「文書化される」ことにより、情報公開法の対象となる。「公開」を意識して文書を作ることにつながる可能性。 特定歴史公文書については利用の推進を求めており、オープンデータとの親和性が高い。
	情報公開条例（各自治体）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の公開について定めた制度であり、情報の利活用については定めていない。 一部の自治体では請求によらない開示を認め、積極的な情報公開につなげている。

オープンデータに関連する法律②

	法律	オープンデータとの関係
複製・二次利用の制約等	統計法（平成19年5月23日法律第53号）	<ul style="list-style-type: none"> 「匿名データ」の利用は、学術研究目的・高等教育目的・国際比較目的に利用目的が限られている 「オーダーメイド集計」は学術研究目的・高等教育目的に利用目的が限られている。
	測量法（昭和24年6月3日法律第188号）	<ul style="list-style-type: none"> 測量成果の複製、使用に際して、国土地理院の長の承認を得る必要がある。
	気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）	<ul style="list-style-type: none"> 予報業務を行う場合、気象庁長官の許可を受ける必要がある。また、減少の予想については気象予報士が行わなくてはならない。
	水路業務法（昭和25年4月17日法律第102号）	<ul style="list-style-type: none"> 水路図誌もしくは航空図誌を航海もしくは航空の用に供するために複製する等の場合、海上保安庁長官の承認を得なくてはならない。
個人情報保護	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の定義を定める。現在改正作業中。
	個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）	
	個人情報保護条例（各自治体）	

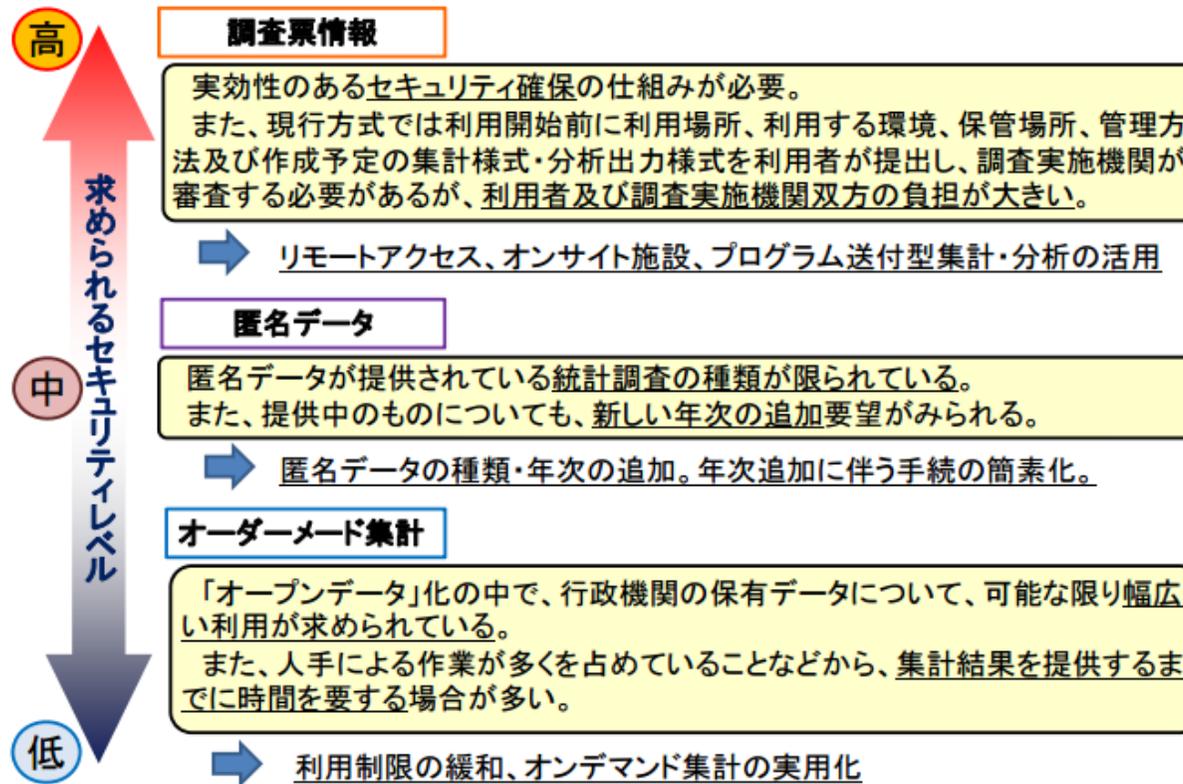
オープンデータに関連する法律③

	法律	オープンデータとの関係
譲渡等の制限	国有財産法	<ul style="list-style-type: none"> 国以外のものに行政財産を使用させ、収益させようとするとき、財務大臣に協議が必要 貸し付け、交換、売り払い、譲与、信託、出資の目的とする等ができない
	地方自治法	<ul style="list-style-type: none"> 貸し付け、交換、売り払い、譲与、信託、出資の目的とする等ができない
	財政法	<ul style="list-style-type: none"> 適正な対価なくして譲渡、貸し付けをしてはならない
目的外利用の制限	補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等により取得し、または効用の財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供することはできない

参考：統計情報のオープン化についての検討状況

- 統計データの二次利用の拡大については、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、下記の方角性が示されている。

1. 利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方角性



出典：「第18回統計データの二次的利用促進に関する研究会」資料

オープンデータを促進する法制度について

- 情報公開法は現時点においてオープンデータを促進する法案とは言えない
 - ▶ 開示された情報を二次利用することについては定めがなく、行うことが可能
 - ▶ ただし、著作権等をオーバーライドするものでは無いため、別途許諾を得る必要性が生じる可能性がある。
 - ▶ 開示された情報の組み合わせによっては、個人情報に当たる可能性が生じる。

- オープンデータとしての利用を阻害する法律については、規制緩和を求めていく必要がある
 - ▶ 必要な規制もあるため、何から規制緩和を求めていくか検討が必要

参考：公開を促進する情報公開条例

- オープンデータ化を義務づけているわけではないが、手続をすることなく提供を可能にすることで、情報公開を促進する制度として、神奈川県の情報公開条例がある。（公開を促進するが、二次利用が可能になると明記されているわけではないため、オープンデータとまでは言えない。）

- 参考：神奈川県情報公開条例

（情報の提供）

第23条 実施機関は、前条に規定するもののほか、県政に関する情報を、多様な媒体の活用等により、県民に積極的に提供するよう努めるとともに、県民の求めに応じ、当該情報を迅速かつ簡易な手続により提供するよう努めなければならない。

23条の情報提供に関する要綱

（対象文書）

第3条 公開請求の手続によることなく、情報提供できる行政文書…

(1) 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変 わらないもの

(2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書

(3) その他条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

参考：諸外国におけるオープンデータ政策と関連法制度

- 諸外国の法制度において、オープンデータと関連法制度が結びつけられている例について検討を実施した。
- 情報公開法との関係性が深いとされることから、主として情報公開法を対象とする。
- 情報公開法において以下の3点を満たしている場合、情報公開法とオープンデータ政策は密接に関連していると考えられる。
 1. 電子媒体での情報公開を義務づけているか
 2. 情報公開で入手した情報の二次利用を可能にしているか
 3. 情報公開の開示請求が行われた文書は、自動的に公開状態におかれるか。

⇒これらを満たすと、電子媒体（機械可読）で二次利用が可能な文書が開示される。
また一度開示されるとフリーアクセスが可能になるので、オープンデータと言える。
- 米国の情報公開法と英国の情報公開法において、上記事項を調査。

参考：米国におけるオープンデータ政策と情報公開法

- 米国においては、情報公開法によって電子媒体での提供に努力義務が課せられており、開示された情報は自由に利用することができる。
- また情報公開法では、情報公開法に基づく請求でコピーが提供された内容について、電子的にアクセス可能にすることを求めている。
- そのため、情報公開法とオープンデータが密接に関連している。ただし、情報公開法はオープンデータ政策が始まる前からこの条項であったことから、オープンデータをきっかけとして改正されたわけではない。

調査事項	関係する法律等
電子媒体での情報公開を義務づけているか	Freedom of Information Act (FOIA) section 552(a)(3)(B)(C) <ul style="list-style-type: none"> • 電子媒体を含め、情報開示請求者の希望する形式で政府機関が情報を提供する努力義務を課している（ただしopen formatという文言はない）。
情報公開で入手した情報の二次利用を可能にしているか	連邦著作権法第105条 <ul style="list-style-type: none"> • 米国では政府著作物に原則として著作権が生じないため、二次利用を制限できない。 FOIA <ul style="list-style-type: none"> • 二次利用に関する記載はない。
情報公開の開示請求が行われた文書は、自動的に公開状態におかれるか。	FOIA section 552 (a)(2)(E) <ul style="list-style-type: none"> • 「公共の閲覧とコピーに供する記録（= 請求の開示対象となった記録）」については、電子的にアクセス可能にしなければならない。

参考：英国におけるオープンデータ政策と情報公開法

- 英国においても、米国と同様に情報公開法がオープンデータを支えており、データセットだけでなく他の開示情報についてもOGL等を付与することにより可能な限り二次利用可能な電子媒体で提供する義務がある。
- 開示請求を受けた情報の公開義務はもちろん、まだ開示されていない情報についても可能な限り二次利用可能な電子媒体で公開する努力義務がある。
- イギリスの情報公開法は、Protection of Freedoms Act 2012の成立を受けて、特にデータセットに関して「二次利用可能(capable of "re-use")」「電子媒体(in an electronic form)」での提供義務が規定された。

調査事項	関係する法律等
電子媒体での情報公開を義務づけているか	Freedom of Information Act (FOI) section 11 (1) (1A) (b) <ul style="list-style-type: none"> • 請求者が電子媒体での請求を行ったときは、実務的に可能な限り二次利用可能な電子媒体で提供しなければならない。
情報公開で入手した情報の二次利用を可能にしているか	Freedom of Information Act (FOI) section 11 (1) (1A) (a) <ul style="list-style-type: none"> • データセットを含む情報が請求されたときは、実務的に可能な限り二次利用可能な電子媒体で提供しなければならない。
情報公開の開示請求が行われた文書は、自動的に公開状態におかれるか。	Freedom of Information Act (FOI) section 19 (2A) (a), (b) <ul style="list-style-type: none"> • FOIに基づき開示されたデータセットは全て二次利用可能な電子媒体で公開しなければならない。また、開示されていないデータセットについても実務的に可能な限り公開する努力義務がある。



対価性のあるデータを オープンデータにする際の課題

行政が有償でデータ提供をする理由

- 行政の提供するデータには複数の有償で提供されるデータがある。
- 利用者に負担を求める理由としては、以下のような理由があげられる。

分類	内容
実費の請求	<ul style="list-style-type: none">● データの複製や提供にかかる費用の請求。● データをコピーしたときのメディア代（紙、CD-R等）や、場合によりコピーに関する人件費が含まれる場合がある。● サーバでのダウンロード提供の場合、サーバ運用の費用が求められることもある。
データ整備費用の一部請求	<ul style="list-style-type: none">● データの作成にかかる費用の一部を請求。● 公共データは税金によって作成されることが多い。自治体によっては、整備費用の一部をデータの利用者に請求している。

行政が有償でデータ提供をしている例

- 実際に有償で提供されているデータには以下のようなものが存在する。

分類	提供主体（提供データ）	内容	データ利用制限
実費の請求	気象データ（気象庁） （一般財団法人気象業務支援センター経由）	<ul style="list-style-type: none"> サーバによる提供にかかる費用について、実費を利用者数で頭割りして請求 	気象法による利用制限
	特許・実用新案の整理標準化データ （（独）工業所有権情報・研修館） （一般財団法人日本特許情報機構経由）	<ul style="list-style-type: none"> CD-R等の媒体費、コピーにかかる費用を請求 作成費、メンテナンス費等が含まれていないことを明記 	著作権は国に帰属 単純複製禁止
	オーダーメイド集計の作成・提供、匿名データの提供（総務省）	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の額は統計法施行令で定められており、 （1）作業に要する費用、（2）提供媒体の費用、（3）送付に要する費用、（4）特別な費用 	オーダーメイド集計対象の限定 （統計法、総務省令）
データ整備費用の一部請求	地図データ（自治体等） （自治体、もしくは財団法人日本地図センター等の団体・企業経由）	<ul style="list-style-type: none"> コピー代等複製にかかる費用を請求 費用を上乗せして収益を整備費用の一部に利用するケースもある 	利用方法により、 測量成果の複製・ 使用申請が必要
	地図データ（東京都） （SPC経由で販売）	<ul style="list-style-type: none"> SPCと著作権を共有 SPCは複製にあたって著作権利用料を徴収し、一部を都に還元 	測量法に基づく利用制限
	数値人体モデルデータ （（独）情報通信研究機構）	<ul style="list-style-type: none"> 数値人体モデルデータベースをCD-Rに記録し、ボクセルrawデータで提供。 提供価格は研究に投じた資金の回収のみを目的として設定 	製品を製造・販売・配布等する場合には、別途に契約（個別利用契約）が必要

オープンデータと有償データ

- 現在有償で提供されているデータについては、必ずしも無償で提供する必要はないと考えられる。
 - 実費の請求をしているデータ
 - ⇒ オンラインでの公開とし、サーバの提供を行うことで無償化することは可能か
 - 整備費用等の負担を求めているデータ（付加価値データ）
 - ⇒ 無償化は困難。また無償化の際には競争法の観点から検討が必要となる可能性。なぜ無償化できないかについて説明する義務を負わせることで、徒に無償化されないデータが増えることを防ぐことも重要である。
 - なお、無償で配布した方が経済効果が高いという調査結果も存在する。（→参考）
- 有償データを無償で公開することによって、民間の情報提供事業の圧迫などが起き、競争法の観点から問題が生じる可能性がある
 - 欧州ではPSI指令と競争法の規定が矛盾しているという議論がある
 - ⇒ 付加価値データを政府が無償提供して、民間の情報提供事業が圧迫された場合、競争法違反になるのでは無いかという議論。ただし違法になった例は無い模様。
 - オランダではオープンデータを見据えた競争法改正を実施
 - ⇒ 「政府機関が競争性のあるデータ等を提供する際、政府機関が入手した条件と同じ条件で民間に当該データを提供しなくてはならない」

データの無償提供と、財政法等の関係性

● データの無償提供が財政法、国有財産法等の規定を侵害する可能性が指摘されている

○国有財産法

第十四条 次に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、財務大臣に協議しなければならない。ただし、前条の規定により国会の議決を経なければならない場合又は政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(略)

七 国以外の者に行政財産を使用させ、又は収益させようとするとき。

(略)

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

(略)

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。(略)

○財政法

第九条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

- 有識者の議論では、無償で公共機関が公開したデータを用いて、民間企業が収益を上げたとしても、上述の法律の侵害にはならないと整理されている。
 - 著作権の場合、無償で誰でも見て利用できるとなると、財産的な価値はなくなる。当該データを加工してできあがったデータには価値があるかもしれない。
 - 当該データでビジネスを始めたとしても、ビジネスで工夫した者に価値があると整理するべきである。

参考：データに課金した場合と無償公開の場合の経済効果①

■ Commercial exploitation of Europe's public sector information, Exective summary, 20 September 2000より

- 紙での公開を含めたPSI全体の投資効果(1999年前後)

- EU: 投資コスト回収のため課金している

投資コスト 95億ユーロ/年

経済効果(間接波及効果等も含む) 680億ユーロ(EUのGDPの1%相当)

(内訳：地理空間情報-358億、文化-39億、ビジネスサービス-94億、経済・社会データ-117億、その他-74億)

投資効果 = 経済効果 / 投資コスト = 7.2倍弱

- US: 基本的に無償で公開し、課金していない

投資コスト 190億ユーロ/年 (ユーロ換算)

経済効果(間接波及効果等も含む) 7,500億ユーロ

投資効果 = 経済効果 / 投資コスト = 39.5倍弱

- EUに対してUSは5.5倍も投資効率が低い

- EUにおいても、PSIに対する課金を全廃した分を税収で賄うには、PSI市場を現状の2倍程度まで大きくすれば賄える。もし、課金を止めることでUSとの投資効果の差分に相当する5.5倍の伸びが得られるなら、無償にしたほうが全体としては得になる。

参考：データに課金した場合と無償公開の場合の経済効果②

■ Borders in Cyberspace: Conflicting Public Sector Information Policies and their Economic Impacts, Summary Report, February 2002より

- オランダ政府地理データ委員会（Dutch Federal Geographic Data Committee）のレポート
「地理情報を60%値引きしても、年40%売上増と800（名？）の雇用創出が見込めると予測」
- USとEUは経済規模は同等だが、気象データの利用市場はEUの方が遥かに小さい（10倍以上の開き）。主な原因は以下と考えられる。
 - 費用：[unaffordable prices\(EU\)](#)、[freely available\(US\)](#)
 - データポリシー： EUの国家気象サービスのデータポリシーが厳しすぎる
 - ウェザーリスクマネージメント市場規模（1997年から2002年までの5年間の合計）
 - US: 9兆6960億米ドル
 - EU: 7213億米ドル
 - 商業的な気象サービス市場
 - US: 4000~7000億米ドル、400社、4000雇用
 - EU: 300~500億ドル、30社、300雇用
- 個別事例：USでmarginal costを課金した際に期待どおりの市場を獲得出来なかった例
 - FMC（Federal Maritime Commission）がAutomated Tariff Filing and Information System(ATFI)を作った。利用料として1分あたり46セント課金し、3年間で、8億1千万ドル回収する目標を立てたが、現実には目標の0.05%の43.8万ドルしか得られなかった。他の組織から同様のからデータが得られるため、指示を得られなかった。
- データの利用に対して[僅かでも課金すると利用者を逃す可能性が高い](#)。なるべく課金はせずに、[市場全体の拡大を図るほうが全体としては効果が高い](#)。

参考：データに課金した場合と無償公開の場合の経済効果③

■ REVIEW OF RECENT STUDIES ON PSI RE-USE AND RELATED MARKET DEVELOPMENTSより

- EU27か国でのPSIの直接的な再利用市場は280億ユーロ（2008年）、さらに関連市場を含めると320億ユーロで年7%の成長率である（2010年）
→これに対し、オープンかつ無料あるいは限界コストでの提供にすれば、直接利用+再利用市場はEU27か国で400億ユーロに上ると推計される。
- また、間接的な経済効果（効率化による国民の時間節約等）まで入れると、EU27か国で1400億ユーロ/年の市場になると推計される。
→これに対し、イージーアクセスの実現、インフラや各種障壁の改善等がされていれば、直接+間接市場合わせて2000億ユーロ（GDP1%相当（2008年））まで拡大できていたものと推計される。
- 総合すると、費用の改善、ライセンス条件の統一、データ標準等により、10~40%の経済効果増が見込まれる。
- 現実にはPSIから政府が得る収入はわずかで、組織予算の1%から多くても1/15程度であり、経済効果に対して遥かに少ない。収入を見込むよりは経済効果を見込むほうが遥かに効果が高い。
- 参考（改善効果の内訳の一部）：
 - 情報のアクセス性を改善すると、法定の環境アセスメント費用が20%削減、年20億ユーロ節約が可能。
 - R&D成果をオープンにすると経常益60億ユーロ増。
 - 市民が2時間の時間節約ができれば140億ユーロの価値。

参考：諸外国における有償提供に関する基本的な考え方

● G8サミットにおける考え方

- オープンデータは原則として「無料で、制約のないものであるべき」

We recognize that open data should be available free of charge in order to encourage their most widespread use.

● 各国のアクションプラン

- すべてのオープンデータを無償提供し、2015年までに従来の有償データを見直す、とアクションプランで述べているのはカナダのみ。

国名	有償データに関する記述
アメリカ	費用については宣言なし
イギリス	①非国営機関所有、②すでに有償提供されている、③予算を収益でまかなう必要のある機関所有の重要なデータセットは、無償化が困難
フランス	無償で提供できるオープンデータの範囲を拡大する
カナダ	すべてのオープンデータを無償提供し、2015年までに従来の有償データを見直す
ドイツ	費用については宣言なし
イタリア	無償で提供できるオープンデータの範囲を拡大する
ロシア	費用については宣言なし
日本	費用については宣言なし

参考：英国における対価性とオープンデータの考え方

- Public Data Group（Ordnance Survey、Met Office等、Trading Fund 4 機関による団体）による整理

	再利用/再配布可能、機械判読可能	利用制限あり（フォーマット、利用目的）
無料	Open Data	Trial Access
有料	Cost Recovery	Commercial Rates

- 基本的に無償かつ再利用可能なコンテンツをオープンデータと認識
- Public Data Groupでは、「これまで有用なデータの多くが無償提供されてきており、今後もその取り組みを続ける」とした上で、「付加価値の高いデジタルデータについては引き続き有償配布する」と整理
- 基本的なサービスやデータについては無料提供し、高度なデータについては料金を課金する方式を継続（Ordnance Survey、Met Office等）
- 英国政府も「現段階で、すでに有償提供されているデータについては無償化する方針はない」としている。

参考：英国における対価性とオープンデータの考え方

- 政府におけるデータの有償提供の考え方
 - 情報の需要が特定層に偏っている場合は有償で情報を提供し、より広く人々の利益に資すると考えられるものについては政府の補助（税金）による無償提供を行う。
 - 有償提供する情報は原価が回収できる額を設定することが原則だが、特に民間と市場が競合する場合は、独占禁止法に則り、同種の情報については同じ価格を設定しなければならない。
 - 有償データの代表例として、生データ、付加価値がついたデータ（Value added が挙げられている
 - なお、生データについては限界費用での提供、付加価値がついたデータについては、適切な費用での提供が可能とされている。

参考：PSI指令と競争法①

- PSI指令と競争法の関係について、LAPSI2.0が検討
 - ヨーロッパのコンテンツ市場におけるPSIへのアクセスや再利用に際しての法令上の課題を明らかにし、解決策を提案することを目的としている
 - LAPSI2.0はLegal Aspects of Public Sector Informationの略称。Competitiveness and Innovation Framework Programme 2007-2013のもとでEuropean Commission（欧州委員会）が出資しているプロジェクト。
 - LAPSI2.0は「有償提供するにしても限界費用での提供する」というPSI Directivesの規定と、「市場価格で取引が行われること」という競争法の規定が矛盾している点を指摘

参考：PSI指令と競争法②

- PSI指令と競争法の関係について訴訟事例があるため紹介する
- 無償提供をした政府が敗訴した事例は見当たらない

訴訟主体	概要	判決
オランダ政府 vs 郵便局	<ul style="list-style-type: none"> オランダ政府は郵便番号以外の住所、建物に関するデータベースを構築し提供していた。 郵便番号は郵便局が有償で提供していた。 政府が郵便番号を無償で提供し、それを営利目的で利用することを許可しようとしたところ、郵便局が郵便局に対して対価を払わずに提供し、商用利用を認めるのは公正競争に反するとして訴えた。（データベース構築費用を政府に支払うように求めた） 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の保有する郵便番号データは、政府が独自に入手したもの（地方政府から収集。地方政府は郵便局から購入したりしている）なので郵便局の権利を侵害していない 郵便局の主張を却下
オランダ政府 vs ナビ会社	<ul style="list-style-type: none"> ナビ情報を提供する事業者が、道路省が国道情報データベースを無償提供したことについて、自社のビジネスに損害を与えるとして、訴訟を提起した。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路省はPSI指令やオープンデータ政策等に従って合法的に行ったものである 原告の主張を却下
スウェーデン 特許庁 vs 利用者	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁が独自に商標登録の検索サービスを有償で提供する一方で、検索サービスを提供する事業者には同じデータベースから生データを有料で提供 特許庁が検索サービスを無償化したにも関わらず生データを有償のままとしたことに対して、検索サービス提供事業者が公正取引委員会に審査請求。 	<ul style="list-style-type: none"> 有料データについては生データ制作費+データベース維持費のみに減額されており、問題ない 原告の主張を却下



データの質の保証と免責事項

データの保証と責任についての検討の理由

- オープンデータとして行政の保有するデータの公開が進んでいるが、当該データを利用する側からは、以下が重要であるという指摘がある。
 - データの質の保証（精度、正確性、被害が生じた場合の責任等の有無）
 - データの管理の保証（同一URIでの継続提供、URI変更時の連絡、修正対応等）
- ただしこれらを実施するためには、データを公開する機関がデータに対して責任を負うことになりかねず、そうなるとデータの公開の動きが鈍くなる可能性が指摘される。

データの保証に関する議論

- データの継続的な提供を行うための仕組みを用意
 - ビジネスでのデータ利用者にとって、データが継続的に提供され、随時更新されることは最も重要な要素
 - これを確保するための仕組みが用意されることが望ましい

- データの品質保証については以下の2つに分けて検討
 - ① データの精度、正確性等について、責任を持って管理するか（法的な責任を負う）
 - 諸外国の事例を踏まえても、品質そのものについて保証していることはない
 - 基本的にこのサービスを提供することは困難だと考えられる。

 - ② データに誤りがあったときに修正対応を行う等、サポートを行うか（法的な責任は負わず、サポートの提供を行う）
 - イギリスではOpen Data Certificateというプログラムで管理モデルを提供。
 - オープンソースのように、データについても提供は無償にして、サポートサービスで稼ぐモデルを設計できると、データの管理が継続される可能性がある
(ただし元データに当たることを考えると、実態としてはデータの提供者しか管理サービスを提供できない可能性はある)

免責事項について

- 日本では利用規約に免責事項を入れることで、データ提供者は責任を負わないように整理している

6) 免責について

ア 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

イ コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

（出典：政府標準利用規約第1.0版）

（略）・・・例えば、万一、正確性等に欠けるコンテンツがあった場合に、それにより利用者に損害が生じたとしても、国（府省）はその損害につき責任を負わないという趣旨である。

（出典：政府標準利用規約第1.0版の解説）

- 免責規定を置いていても責任を問われる可能性はある
 - 例：自動運転に利用することがわかっていて、粒度の高い精密なデータを提供したが、それに誤りがあった場合、事故等に直接関係する。そのような前提を置かず粒度の低い粗雑なデータを提供していた場合、間接的にしか関係しない。
 - データの利用目的が予めわかっていて精度・正確性等を伝えていなかった場合など、限定された状況でのみ責任が発生する可能性があると考えられる。（通常のオープンデータ提供では責任が問われる可能性は低い）

参考：英国のオープンデータ認証制度

- データの品質保証に関連して、英国のOpen Data Instituteの開始したOpen Data Certificateという仕組みがあり、参考になる。

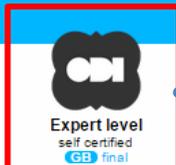
	レベル	主な条件	データの例
	Raw	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンデータの題名と発行元の名前が記載されている ・ Webリポジトリで公開されていない場合、最新版をダウンロードできるようにAPIやURLを表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Data.gov.ukのデータ
	Pilot	<ul style="list-style-type: none"> ・ データがdata.gov.ukのようなWebリポジトリで提供 ・ 更新日時を明記し、データセットは同一のフォーマットで最低1年間提供 	
	Standard	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンデータの更新は、新規情報のリリースから次のリリースまでの期間の前半までに行わなければならない (ex. 1 カ月毎にリリースされる情報であれば、リリースから 2 週間以内に更新しなければならない。) ・ データの信頼性の度合いについて明らかにする (起こりうる問題を明らかにする) ・ APIを提供している場合、可用性等を明らかにする。 	韓国のデータが3件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源管理情報 ・ 特許、商標等DB 等 英国のデータが1件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学のデータポータル
	Expert	<ul style="list-style-type: none"> ・ データが更新される場合、可能な限り最新のデータを提供する (ex.APIを提供している場合はその日のうちに) ・ データを長期間にわたり利用可能であることを保証するべきである 	英国のデータが1件 <ul style="list-style-type: none"> ・ Family Life and Work Experience Before 1918, 1870-1973

- データの精度保証ではなく、データ提供元や権利関係、更新頻度等を明らかにして、フォローアップ体制を保証するものとして想定されている。

→ StandardおよびExpertについては質についても言及

参考：Open Data Certificatesの登録データ

データの質に関する
情報、利用期間等



アイコンでステータスを表示

Is this your dataset?

データへのリンク、
発行者等基本情報

ライセンス等法律関係の
情報

データのフォーマット
等技術情報

問い合わせ先、言語
等関連情報

Practical Information

- The website links to the data from <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>
- The data appears in this collection <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>
- The website links to the data from <http://ukdataservice.ac.uk/get-dat...>
- The data appears in this collection <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>
- The accuracy or relevance of this data will not go out of date
- Data quality is documented at <http://doc.ukdataservice.ac.uk/do...>
- Quality control processes are described at <http://www.data-archive.ac.uk/cur...>
- The data is backed up offsite
- The data is available for a long time
- This data is referenced from <http://www.qualitative-re...>
- This data is referenced from <http://www.qualitative-research.n...>
- This data is referenced from <http://ukdataservice.ac...>

Technical Information

- This data is published at <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>
- This data is machine-readable
- The format of this data is a standard open format
- Documents are published in a semantic format
- Structured data is published in a structured data format
- The data includes persistent identifiers
- The persistent identifiers resolve because they are URLs
- The provenance of this data is machine-readable
- This data can be verified using <http://doc.ukdataservice.ac.uk/do...>

Social Information

- The documentation includes machine-readable data for title
- The documentation includes machine-readable data for description
- The documentation includes machine-readable data for release date
- The documentation includes machine-readable data for modification date
- The documentation includes machine-readable data for release frequency
- The documentation includes machine-readable data for identifier
- The documentation includes machine-readable data for landing page
- The documentation includes machine-readable data for temporal coverage
- The documentation includes machine-readable data for language
- The documentation includes machine-readable data for theme(s)

Summary

Type of release
a one-off release of a single dataset

Data Licence
Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International Licence

Content Licence
Creative Commons Attribution Share-Alike 4.0

Verification
self certified

Community verification

Other people can verify whether the answers on this certificate are correct. This certificate is self certified.

If two or more people verify it, this certificate will become community certified.

[Sign in](#) to verify this certificate

[Report a problem](#) with this certificate

Create new certificate Browse all certificates

Family Life and Work Experience Before

General Information

This data is described at <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>

This data is published on <http://discover.ukdataservice.ac.uk/>

This data is published by UK Data Service

Legal Information

The sources of this data are described at <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>

The curator has published machine-readable data about the sources of this data

The rights statement is at <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>

This data is available under Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International Licence

This licence is at <http://discover.ukdataservice.ac.uk/...>

The rights statement includes data about what attribution text to use

The rights statement includes data about what attribution link to give

This data contains information that could identify individuals

By law, this data about individuals can be published

The rights statement includes data about a copyright notice or statement

The rights statement includes data about the copyright holder

The rights statement includes data about the copyright year

The rights statement includes data about its data licence

The rights statement includes data about its content licence

The rights statement includes data about the database right holder

The curator has carried out a Privacy Impact Assessment

The Privacy Impact Assessment is published at <http://doc.ukdataservice.ac.uk/do...>

The Privacy Impact Assessment has been independently audited

This data has failed automatic validation because the URL is not correct.

Individuals affected by this data have this privacy notice



地方公共団体の疑問への回答

FAQ

- 地方公共団体がオープンデータについて具体的に疑問に感じていることについて整理する

カテゴリ	具体的な課題／質問
個別法の規定との整合性（目的外使用の問題）について	測量法（国土地理院マッピングを活用した場合）
	駐車場法（駐車場設置届を活用する場合）
カタログサイト利用規約について	政府標準利用規約を採択すべきか、政府標準利用規約を基にして独自に作成した規約を採択すべきか。
	CC-BYを採用すべきか
調達や委託、市民からの募集関連について	事前に仕様や契約書でオープンデータに使用する事を記してよいか
画像や映像の肖像権との関係について	事前に承諾をとればオープンデータにしてよいか
	承諾をとる際に、口頭承諾で構わないか
第三者情報を含むデータを公開する場合について	そもそも第三者情報をオープンデータ化してよいのか
	第三者情報部分の第三者情報はどこまで示せばよいか
	データ利用者が第三者情報について第三者と調整するのは現実的でないのではないか

Q. 個別法の規定との整合性について

先生方のご意見をいただきたく
存じます

下記のような例の場合、個別法との関係でどう整理すればよいですか。

- 国土地理院マッピングを活用したい場合の測量法の規定との関係
- 駐車場設置届を活用したい場合の駐車場法との関係（目的外利用に当たるのか）

回答：

CC BY等のライセンスと、個別法とでは、基本的に個別法が優先します。

国土地理院の地図情報を利用する場合、当該地図は測量法の規定に沿った利用をする必要があります。

駐車場設置届については、駐車場法で整備することが求められていますが、当該データの提供や二次利用に関する規定はありません。提供が禁止されている情報ではありませんので、オープンデータとして提供することが可能です。

目的外利用として整理した場合、オープンデータとして活用できるはずの有用なデータの多くが公開できなくなります。法律で提供が禁止されていない場合で、情報公開制度で公開が禁じられている情報でなければ、積極的に提供可能であると整理しています。

参考：JIPDECによる検討

- 駐車場設置届け等の情報のオープンデータ公開について、目的外利用に当たる可能性があるとして整理している検討もある。

平成24年度カタログと公開データの照合



○平成24年度経済産業省「空間位置情報に関連する公共データの活用実証事業」で作成されたカタログ（関連法制度によって、2次利用が可能かどうかを整理もの）と、自治体の公開状況を照合
 ○自治体判断で積極公開を図る事例が増加。

利用条件	該当情報	考え方	事例
1.固有の法令規則なし	観光パンフレット AED 消火器 コミュニティバスなど	自治体判断で整備等しているものは、オープンデータ化して問題ない。	静岡県、鯖江市、会津若松市、二本松市、横浜市、流山市など
2.固有の法令規則に提供規定なし	路外駐車場設置届 道路占用許可申請書 開発許可申請書 都市計画基礎調査など	固有の法令に基づいて整備等しているものは、目的外利用にあたる可能性があるため、地方自治体判断で出しにくい。	青森県、静岡県、鯖江市、室蘭市、二本松市、横浜市、流山市など
3.固有の法令規則に基づいて提供可能	市町村地域防災計画 交通バリアフリー基本構想 洪水ハザードマップ 道路台帳 都市公園台帳 都市計画図 下水道台帳など	▶ 条例レベルであれば、自治体判断で対応可能ではないか。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffffcc; width: fit-content;"> 自治体判断でデータ公開を進めるケースが増加 </div>
4.固有の法令規則によって提供が不可能	人口動態調査（調査票）		

3

出典：IT融合フォーラム 公共データWG平成25年度 第1回 配布資料

Q. カタログサイトの利用規約について

地方公共団体でカタログサイトを整備する際に、利用規約としては政府標準利用規約と、CC BYのどちらを利用すべきですか

回答：

政府標準利用規約は政府のウェブサイトに応用するために作成されたものです。これは一部のデータについて、国益に反する利用がされる可能性があるなどの懸念が払拭できなかったためであり、自治体がオープンデータとして公開する情報の中に、特に懸念があるデータが無い限り、採用する必要はありません。

(データカタログサイトには問題が起きそうなデータを置かなければよい。)

また、政府標準利用規約は、平成27年度中に改訂することも想定されていますので、今政府標準利用規約を採用したとしても、1年後には利用規約の改定を検討することになります。

自治体においては、よりオープンデータとして利用が行いやすいCC BY、もしくはCC0の採用を行うことが望ましいです。ライセンスの詳細については、オープンデータガイド第1版の第5章をご覧ください。

※オープンデータガイド第1版：

http://www.opendata.gr.jp/news/1407/140731_000866.php

Q. 調達や委託、市民からの募集関連について

調達や委託、市民からの募集等の際に、事前に仕様や契約書でオープンデータに使用する事を記してよいですか

回答：

調達や委託に際して、成果物をオープンデータとして取り扱うことについて、事前に仕様や契約書に定めても問題ありません。むしろ事前にオープンデータとして取り扱うことを明記して、権利関係を整理した成果物を作成するように求めた方が望ましいです。

ただし、調達や委託の内容によっては第三者の著作物等を利用する必要があり、また、当該権利者から権利の許諾を受けられない場合も存在します。その点に配慮した条項を用意することが望ましく、例えば後述の例文などを利用することが考えられます。

参考：契約書に盛り込む際の条文案

第〇条 著作権及び著作者人格権

1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。

[1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権の権利を留保するが、甲が第三者に二次利用を許諾することを含めて、無償で利用を許諾する。]

2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。

※ 1の括弧内は著作権を甲に譲渡せず、利用許諾のみをする場合の記述例

出典：電子行政オープンデータ実務者会議（平成25年3月21日）資料
「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」

Q. 画像や映像の肖像権との関係について

事前に承諾をとればオープンデータにしてよいでしょうか
また承諾は口頭でもかまわないでしょうか

回答：

被写体および権利者から承諾を得ることで、オープンデータとすることは可能です。
承諾は口頭でも成立しますが、証拠が残りませんので、後の争いを避けるためにも、オープンデータにすることで、どのような利用がなされるかを明確に記載した承諾書に署名をしてもらうことが望ましいです。

また、本人の写真であれば問題ありませんが、複数人が写っている写真については権利処理がなされていないこともあります。

クレームが来た場合には速やかに削除するなどの対応が求められます。

参考：投稿を受けるときの条文案

投稿に際して、対価をお支払いするものではありません。
投稿していただいた画像は、著作権は撮影者に留保しますが、商用利用を含めて、誰でも使うことができるオープンデータとして扱います。
閲覧、あらゆる目的での転載、改変などについての利用制限は設けません。
このような利用を望まない方は投稿を御遠慮ください。

下記のような画像は投稿いただけません。また、投稿いただいたデータの内容は、一旦運営者において内容を審査し、掲載することが不相当と判断した場合は管理者の権限において、掲載しない場合がありますのであらかじめご了承ください。

投稿いただけない画像(例)

- わいせつ画像など公序良俗に反する画像
- 富士山が写っていない画像
- 他者の著作権を侵害するおそれのある画像
- 特定の企業、個人の宣伝となる内容が含まれている画像
- 個人が判別できたり、他人のプライバシーや権利を侵害するおそれのある内容が含まれている画像
- 政治的、宗教的主張、個人、団体などを誹謗中傷する内容、
- 投稿内容と直接関係のない内容のコメントが含まれている投稿

出典：静岡県「富岳3776景」投稿に当たっての注意事項 より

Q. 第三者情報を含むデータを公開する場合について

そもそも第三者情報をオープンデータ化してよいのでしょうか
また、第三者情報部分の第三者情報はどこまで示せばよいのでしょうか
データ利用者が第三者情報について第三者と調整するのは現実的でないのではないのでしょうか

回答：

第三者が権利を有するデータをオープンデータとする場合、当該権利者に許諾を得れば、オープンデータとすることが可能です。

自治体が保有するデータをオープンデータとする場合、第三者が権利を有するデータも含めてオープンデータとする必要性は存在しません。ただし、利用者の立場からは第三者のものも含めてオープンデータとされた方が、利用しやすいこととなります。

第三者の著作物であることを示す際には、第三者の著作物について引用として示すなど、明らかに他者の著作物を利用しているように見せることが重要です。情報通信白書の例のように、許諾を得ていない図表等のリストを示すことが最も望ましい方法ではありますが、引用部分はすべて許諾を得ていないと示す方法でもよいとされています。

データ利用者が交渉をしやすくするために第三者の著作物についての連絡先を掲載することが望ましいですが、これも権利者が拒否する可能性がありますので、可能な範囲で示すこととなります。連絡先を掲載しない結果、利用者が第三者の著作物について権利許諾を受けることが難しくなるということもあり得ますが、もともと第三者の著作物についてはオープンデータ公開以前にも権利処理をすることが求められています。権利許諾が従来よりも難しくなるというわけではありません。

